

足こん跡の取扱いについて（例規）

最終改正 令和 5. 7. 13 例規刑企第21号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、足跡鑑識制度の統一かつ効果的な運用を図るため、必要な事項を定めたもので、昭和54年10月1日から実施しています。